

Ⅷ その他

(2) 在留外国人在留資格別人員

法務省、各年12月末現在(単位:人)

在留資格	区分	平成19年		平成24年		増減	
			構成比		構成比		増減比
合計		15,976	100.00	14,214	100.00	△ 1,762	89.0%
教授		425	2.66	399	2.81	△ 26	93.9%
芸術		3	0.02	0	0.00	△ 3	0.0%
宗教		87	0.54	90	0.63	3	103.4%
報道		1	0.01	0	0.00	△ 1	—
投資・経営		54	0.34	73	0.51	19	135.2%
法律・会計業務		0	0.00	0	0.00	0	—
医療		1	0.01	4	0.03	3	—
研究		30	0.19	18	0.13	△ 12	60.0%
教育		254	1.59	233	1.64	△ 21	91.7%
技術		133	0.83	145	1.02	12	109.0%
人文知識・国際業務		363	2.27	415	2.92	52	114.3%
企業内転勤		70	0.44	54	0.38	△ 16	77.1%
興行		151	0.95	11	0.08	△ 140	7.3%
技能		138	0.86	175	1.23	37	126.8%
技能実習1号イ				42	0.30	42	
技能実習1号ロ				442	3.11	442	
技能実習2号イ				0	0.00	0	
技能実習2号ロ				265	1.86	265	
文化活動		46	0.29	38	0.27	△ 8	82.6%
短期滞在		130	0.81			△ 130	
留学		2,002	12.53	2,496	17.56	494	124.7%
就学		846	5.30			△ 846	
研修		928	5.81	9	0.06	△ 919	1.0%
家族滞在		1,173	7.34	1,020	7.18	△ 153	87.0%
特定活動		906	5.67	78	0.55	△ 828	8.6%
永住者		3,105	19.44	4,414	31.05	1,309	142.2%
特別永住者		631	3.95	2,112	14.86	1,481	334.7%
日本人の配偶者等		2,339	14.64	1,220	8.58	△ 1,119	52.2%
永住者の配偶者等		1,996	12.49	95	0.67	△ 1,901	4.8%
定住者		61	0.38	366	2.57	305	600.0%
未取得者		88	0.55	0	0.00	△ 88	0.0%
一時庇護		0	0.00	0	0.00	0	—
その他		15	0.09	0	0.00	△ 15	0.0%

※入管法の改正により、平成22年7月から、「技能実習1号イ」、「技能実習1号ロ」、「技能実習2号イ」、「技能実習2号ロ」が追加されるとともに、「就学」が削除され、「留学」に一本化された。

※平成24年7月に出入国管理及び難民認定法等が改正されて新しい在留管理制度が導入され、外国人登録法が廃止されたことに伴い、外国人統計としては、平成24年末日現在のデータ以降、「在留外国人」(「中長期在留者」及び「特別永住者」)が対象となります。

なお、この制度改正により対象範囲が異なることとなったため、在留外国人数と従来の外国人登録者数とを単純に比較することはできません。